

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容		評 価
団体のあり方	本基金は、平成5年に設立されて以降、島根県内の林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図ること、及び林業種苗の安定供給を図ることにより、本県林業の安定的な発展に寄与してきた。 林業を取り巻く状況の変化や、金利の低下による基本財産運用収入の著しい減少など運営環境の変化に対応するため、平成19年度に設置した検討委員会において、これまでの取り組みの検証や事業の見直しを行い、平成20年度から新たな体系での事業を実施している。		B
組織運営	島根県が示した「外郭団体に関する指導監督指針」に基づき、平成16年度から評議員会を重要事項の議決機能を有する経営委員会に変更し、運営方針等の審議を行っている。 また、新公益法人制度に対応するため、検討委員会を設置し、今後のあり方について検討を進めている。 県の人的関与について	平成16年度から団体の役員・監事への県職員の就任を取り止めたが、経営委員会委員16名のうち3名に県職員が就任している。	A
事業実績	森林組合などの事業体の意見を踏まえ、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきたが、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合が、平成5年度の34パーセントから平成20年度には67パーセントとなり、作業員の平均年齢も平成5年度の58.7歳から平成20年度には47.9歳と若返りが図られつつある。		A
財務内容	平成5年度から平成11年度までは、基本財産の運用益収入で事業を行ってきたが、平成12年度から基本財産の取り崩しを行い、平成15年度には当面5か年間の事業対応分として4億円を一括取り崩し事業に資金充当をしている。(設立時の基本財産額2,200,150千円、平成22年度末の基本財産額1,789,892千円) なお、取り崩しに当たっては、一部事業の休止や採択基準の見直しを行うなど極力歳出の圧縮に努めている。 県の財政的関与について	平成5～平成9年度に基本財産として、20億円を出捐し、H6年度に低金利対策として5千万円の県費補助を行ったが、それ以後、県の財政的支援は行っていない。	C

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
・新公益法人制度を踏まえた事業の見直しと財源確保の対応策。	・平成21年度に「新公益法人制度移行検討会」と「事業見直し部会」を設置した。今後はこの検討会等で検討していくこととなる。	・新法人移行に伴う組織、事業のあり方と運用財産の枯渇が予想される平成23年度以降の財源、事業のあり方について、基金が設置した検討会において協議が進むよう県も指導・助言を行う。
総合コメント		
島根県内の林業労働従事者の就労条件を改善し、林業労働力の安定的確保、若い担い手の確保・育成を図るため、人材育成、労働安全管理、雇用改善の観点から各種の助成事業を実施してきた。その結果、年間を通じて安定的に従事する基幹的作業員の割合の上昇、作業員の平均年齢の低下など若返りも図られつつある。 しかしながら、財務的には低金利の中で今後も十分な基金運用収入が見込めないことから、基本財産の取り崩しにより事業を運営せざるを得ない状況にある。本基金は、林業労働者の安定的確保を図る上で重要なものであり、今後とも外部の意見を踏まえた不断の事業見直しを進めながら、より効果の上がる取り組みにつなげていく必要がある。		